

障害者手帳に基づく福祉サービス一覧

日高町

もくじ（該当一覧）

★本編は平成31年4月時点でまとめたものです。制度や機構など変更になっている場合もありますので、必ず事前に各担当にご確認ください。

制度区分	サービス内容	身障	療育	精神	ページ
手帳交付手続き		○	○	○	2・3・4
公共交通等	JR旅客運賃の割引	○	○	×	5
	道南バス運賃の割引	○	○	○	5
	タクシー運賃の割引	○	○	○	5
	有料道路料金の割引	○	○	○	5
	航空旅客機運賃の割引	○	○	○	6
	国内旅客船運賃の割引	○	○	○	6
	駐車場禁止規則の適用除外	○	○	○	6
税制	障害者控除(所得税・住民税)	○	○	○	7
	相続税の控除	○	○	○	7
	自動車税・軽自動車税の減免	○	○	○	7
電波通信等	NHK放送受信料の減免	○	○	○	8
	NTT電話番号案内利用料無料	○	○	○	8
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	8
医療費	重度心身障害者医療費助成制度	○	○	○	8
自立支援法に基づく 福祉サービス	自立支援給付	○	○	○	9
	自立支援医療	○	○	○	9
	地域生活支援事業	○	○	○	9
	補装具の交付・修理	○	×	×	9
手当等	特別児童扶養手当	○	○	○	10
	特別障害者手当	○	○	○	10
	障害児福祉手当	○	○	○	10
	日高町児童福祉手当	○	○	×	10
町独自助成等	福祉ハイヤー料金助成	○	○	×	10
	とねっこの湯優待証の交付	○	×	×	10
連絡先一覧					11

障がい者手帳交付手続について

(1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、障がい者自立支援法による福祉サービスや医療費助成などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1～7級までの区分があり、等級によって受けられるサービス内容が異なります。

■対象となる方

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能等に障がいがある方

■手帳の申請に必要なもの

ア) 新規申請

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・身体障害者診断書・意見書
- ・写真（たて4cm×よこ3cm）
- ・印鑑

イ) 再交付

○障害の程度変更

- ・身体障害者手帳再交付申請書
- ・身体障害者診断書・意見書
- ・写真（たて4cm×よこ3cm）
- ・印鑑

○紛失・破損

- ・身体障害者手帳再交付申請書
- ・写真（たて4cm×よこ3cm）
- ・印鑑
- ・その他（破損による再交付申請するときは手帳をお持ちください。）

(2) 療育手帳

知的障がいのある方が、障がい者自立支援法による福祉サービスや医療費助成などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がい程度の判定によりAとBの区分があり、判定区分によって受けられるサービスの内容が異なります。

■対象となる方

児童相談所（18歳未満の人）または心身障害者総合相談所（18歳以上の人）において知的障がいと判定された人

■手帳の申請に必要なもの

ア) 新規申請

- ・療育手帳手帳交付申請書
- ・写真（たて4 cm×よこ3 cm）
- ・印鑑

イ) 再交付

○障害の程度変更

- ・療育手帳手帳再交付申請書
- ・写真（たて4 cm×よこ3 cm）
- ・印鑑

○紛失・破損

- ・療育手帳手帳再交付申請書
- ・写真（たて4 cm×よこ3 cm）
- ・印鑑
- ・その他（破損による再交付申請するときは手帳をお持ちください。）

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人が、障害者自立支援法などによる福祉サービスや医療費助成などの各種サービスを利用するために必要な手帳です。手帳の有効期限は2年で、継続所持する場合には再認定が必要です。障がいの程度により1～3級までの区分があり、等級により受けられるサービスの内容が異なります。

■対象となる方

精神障がいのために継続的に日常生活または社会生活への制約がある人

■手帳の申請に必要なもの

ア) 新規申請

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・医師の診断書（初診日から6ヶ月以上経過時点のもの）又は、障害年金証書の写し
- ・同意書
- ・写真（たて4 cm×よこ3 cm）
- ・印鑑

イ) 再交付

○障害の程度変更

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・医師の診断書又は、障害年金証書の写し
- ・同意書

- ・写真（たて4 cm×よこ3 cm）

- ・印鑑

○紛失・破損

- ・精神障害者保健福祉手帳再発行申請書

- ・写真（たて4 cm×よこ3 cm）

- ・印鑑

- ・その他（破損による再交付申請するときは手帳をお持ちください。）

障がい者手帳に係る福祉サービス

公共交通等

区分	対象	助成等の内容	申告(申請)窓口等
JR 旅客運賃	第1種身体障害 第1種知的障害	・介護者同行の場合は普通・定期・回数・急行券が 50%割引 ・単独乗車のときは片道 101km 以上利用の場合 50%割引	JR 北海道 (Tel011-222-7111)
	第2種身体障害 第2種知的障害	・片道 101km 以上利用の場合に本人のみ 50%割引 ・本人が 12 歳未満で介護者同行の場合は定期券が 50%割引	
道南バス	第1種身体障害 第1種知的障害	本人及び介護者1人が 50%割引	道南バス(株) (Tel0143-45-2131) ※道南バス以外を利用される方はあらかじめ各バス会社にお問い合わせください。 ※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への割引は各バス会社へお問い合わせください。
	第2種身体障害 第2種知的障害	本人にのみ 50%割引	
タクシー	身体障害者及び知的障害者	降車時に手帳を提示すると 10%割引	・富川ハイヤー (Tel 01456-2-0447) ・門別ハイヤー (Tel 01456-2-5102) ・厚賀ハイヤー (Tel 01456-5-2251) ・日高ハイヤー(有) (Tel 01457-6-7107) ※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への割引は各タクシー会社へお問い合わせください。
有料道路割引	第1種身体障害 第1種知的障害	事前に登録手続きが必要です。 【必要なもの】 身体障害者手帳、療育手帳、車検証(本人、配偶者、直系血族及びその配偶者などの名義)、本人の運転免許証	子育て福祉課 福祉グループ (Tel01456-2-6183) 日高総合支所地域住民課 (Tel01457-6-3173) 水・くらしサービスセンター 厚賀出張所
	第2種身体障害 (本人運転のみ)	※ETC をご利用になる場合は、上記のほかに本人名義の ETC カード、車載機セットアップ申込書・証明書	

航空旅客機	第1種身体障害 第1種知的障害	本人及び介護者1人分 (国内線のみ) ※割引額は各航空会社及び路線により異なる。	航空券販売窓口 to 各手帳を提示し購入 ※詳細は各航空会社に問い合わせください。
	第2種身体障害 第2種知的障害	本人のみ(国内線のみ) ※割引額は各航空会社及び路線により異なる。	※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への割引は各航空会社へお問い合わせください。
国内旅客船	第1種身体障害 第1種知的障害 精神障害者保健福祉手帳1級	・介護者同行の場合は普通・回数・特等、特別船室、座席指定、寝台、急行券が50%割引 (定期は30%割引)	各事業者窓口にお問い合わせください。
	第2種身体障害 第2種知的障害 精神障害者保健福祉手帳2、3級	・片道101km以上利用の場合に本人及び介護者50%割引 ・本人が12歳未満で介護者同行の場合は介護員の定期券が30%割引	
駐車禁止規制の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ① 視覚障害1級～4級 ② 聴覚障害2級～3級 ③ 平衡機能障害3級 ④ 上肢機能障害1級～2級 ⑤ 下肢機能障害1級～4級 ⑥ 体幹機能障害1級～3級 ⑦ 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能障害1級及び3級 ⑧ 免疫、肝臓障害1級～3級 ・知的障害者A ・精神障害者1級 等 	<p>本人に適用除外標章を交付</p> <p>※車両を所有していない方や免許証を持っていない方も交付の対象でタクシーなど他の方の車両に乗車される場合も利用できます。</p>	門別警察署交通課 (Tel01456-2-0110)

税制

区分	対象	助成等の内容	申告(申請)窓口等
所得税	身体障害者手帳1～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者控除 40万円	税務課 (Tel01456-2-6184) 日高総合支所地域住民課 (Tel01457-6-3173)
	身体障害者手帳3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	障害者控除 27万円	
	身体障害者手帳1～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳1級	同居特別障害者控除 75万円	
住民税	身体障害者手帳1～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者控除 30万円	
	身体障害者手帳3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	障害者控除 26万円	
	身体障害者手帳1～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳1級	同居特別障害者控除 53万円	
相続税	身体障害者手帳1～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者控除 満85歳に達するまでの 年数×20万円	苫小牧道税事務所 (Tel0144-32-3165)
	身体障害者手帳3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	障害者控除 満85歳に達するまでの 年数×10万円	
自動車税	障害者手帳所持者及びその者と生計を一にする者が運転し、その障害者用に供する自動車(使用状況等の適用条件あり)。	減免の適用条件や適用内容等については苫小牧道税事務所までお問い合わせください。	苫小牧道税事務所 (Tel0144-32-5178)
軽自動車税	障害者手帳所持者及びその者と生計を一にする者が運転し、その障害者用に供する自動車(使用状況等の適用条件あり)。	減免の適用条件や適用内容等については日高町税務課までお問い合わせください。	税務課 (Tel01456-2-6184)

電波通信等

区分	対象	助成等の内容	申告(申請)窓口等
NHK放送 受信料	世帯主が視覚障害者又は重度の肢体 不自由者	半額免除	子育て福祉課 (Tel01456-2-6183)
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳をお持ちの方が世帯員で、 世帯全員が町民税非課税の場合	全額免除	日高総合支所地域住民課 水・くらしサービスセンター 厚賀出張所
NTT電話 番号案内	・身体障害者 視覚障害 1～6 級、肢体不自由(上肢、 体幹、乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害)1、2級 ・知的障害者 ・精神障害者	電話番号案内が無料	事前に登録が必要となります ので事業者にお問い合わせく ださい。 NTT 東日本 (Tel0120-104-174)
携帯電話	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	NTTドコモ、au、ソフトバンク、 ワイモバイル等の基本料金 割引等	詳しくは各携帯電話事業者に ご確認ください。

医療費

区分	対象	助成等の内容	申告(申請)窓口等
重度心身障害者医療費 助成制度	身体障害者手帳1級～3級 (3級は内部障がいのみ) 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	医療費自己負担額 ・住民税課税世帯 1割 ・住民税非課税世帯 初診料のみ自己負担 医科 580円 歯科 510円 柔整 270円	保険年金課 (Tel01456-2-6561) 日高総合支所地域住民課 (Tel01457-6-3173)

自立支援法に基づく福祉サービス

区分	対象	助成等の内容	申告(申請)窓口等
自立支援給付	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	介護系サービス、就労訓練等の訓練系サービスの通所・入所などの利用を希望する場合、町からの支給決定を受けた後、施設等と契約を結びサービスを利用できる。	子育て福祉課 (Tel01456-2-6183)
自立支援医療	精神通院医療 精神障がいのため、医療機関に通院している方	医療費自己負担額 1割 ※所得による負担上限額有	子育て福祉課 (Tel01456-2-6183) 日高総合支所 地域住民課 (Tel01457-6-3173)
	更生医療 身体障害者手帳 じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害による等		
	育成医療 18歳未満で身体に障がいがあるか、または現存する疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められること等		
地域生活支援事業	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	<p>《相談支援事業》</p> <p>障がいのある方の様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスや各種制度の利用を支援</p> <p>《日常生活用具の給付・貸与》</p> <p>日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度の障がい者等に拡大読書器・歩行支援用具・ストマ用装具等を交付・貸与</p> <p>《移動支援事業》</p> <p>社会参加のための外出の際の移動を支援</p> <p>※事業により利用条件・利用料等が異なります。</p>	子育て福祉課 (Tel01456-2-6183) 相談支援事業所 相談室みんなのそら (Tel01456-2-2585)
補装具の交付・修理	身体障害者手帳	障がいの程度に応じて補装具を交付。下肢装具・車いす・補聴器などが対象。 ※原則1割負担。非課税世帯の方は無料。	子育て福祉課 (Tel01456-2-6183) 日高総合支所 地域住民課 (Tel01457-6-3173)

手当等

区分	対象	助成等の内容	申告(申請)窓口等
特別児童扶養手当	在宅で20歳未満の心身障がい児を療育している保護者に支給。	1級 月額 52,200円 2級 月額 34,770円 ※ただし、所得制限有り	子育て福祉課 (Tel01456-2-6183) 日高総合支所地域住民課 (Tel01457-6-3173)
特別障害者手当	20歳以上の方で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする方へ支給。	月額 27,200円 ※ただし、所得制限有り	
障害児福祉手当	20歳未満の方で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする方へ支給。	月額 14,650円 ※ただし、所得制限有り	
日高町児童福祉手当	心身に障がいのある幼児・児童と同居して監護している保護者へ支給。	・障害程度が1級及び2級 年額 30,000円 ・知能指数35以下 年額 30,000円 ・障害程度が3級及び4級 年額 20,000円 ・知能指数が36以上75以下 年額 20,000円	

町独自助成等

区分	対象	助成等の内容	申告(申請)窓口等
福祉ハイヤー利用料金助成	下肢不自由、体幹機能障害、視覚障害、じん臓機能障害で1～2級の身体障害者手帳の交付を受けた方、療育指導等のため通園する児童 (自動車税減免を受けている者を除く)	利用1回につき基本料金相当額の助成	子育て福祉課 (Tel01456-2-6183) 日高総合支所地域住民課 (Tel01457-6-3173)
とねっこの湯優待 (優待証の交付)	日高町に住所があり、身体障害者手帳障害等級1～2級の方	とねっこの湯無料入浴優待証の交付 ひだか高原荘も利用可 (合わせて年24回限度)	水・くらしサービスセンター 厚賀出張所

連絡先一覧

機関名	住所	電話番号
日高町役場		
子育て福祉課	日高町門別本町210番地の1	01456-2-6183
日高総合支所地域住民課	日高町本町東3丁目299番地の1	01457-6-3173
保険年金課	日高町門別本町210番地の1	01456-2-6561
税務課	〃	01456-2-6184
健康増進課	〃	01456-2-6571
相談支援事業所 相談室みんなのそら	日高町富川南1丁目6-26	01456-2-2585
門別警察署交通課	日高町富川東1丁目4-1	01456-2-0110
苫小牧道税事務所	苫小牧市旭町3丁目4番17号	0144-32-3165
胆振総合振興局 苫小牧道税事務所	苫小牧市旭町2丁目8番15号	0144-32-5178
JR 北海道	JR 北海道電話案内センター	011-222-7111
道南バス(株)	北海道室蘭市東町3丁目25-3	0143-45-2131